

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
休眠預金助成事業の実施に伴う取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という)が、一般社団法人日本民間公益活動連携機構(以下「指定活用団体」という)が実施する休眠預金助成の資金提供を受ける際の取扱いに必要な基本的な事項を定め、適正に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、関係する団体の定義は次の各号とする。

(1) 指定活用団体

民間公益活動に係る事業が適正に執行されるよう資金配分団体及び実行団体を監督する団体

(2) 資金配分団体

指定活用団体が提示した社会の諸課題を踏まえ、「包括的な支援プログラム」を企画設計し、実行団体を公募により選定し、公益活動が適正かつ着実に遂行できるよう実行団体に対する必要な支援と監督を行う団体

(3) 実行団体

休眠預金等に係る資金を効果的に活用し課題解決に向けて取組を実施する団体

(事業の適正な実施)

第3条 指定活用団体が定める基本方針に基づき、県社協が資金配分団体及び実行団体に選定されたときは、休眠預金等活用法その他の適用のある法令のほか、休眠預金等交付金活用推進基本計画及び選定を受けた際に付された条件を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本事業等を適正に実施する。

(善管注意)

第4条 県社協は、当該事業の実施内容及び会計経理、法令順守、牽制体制等について、資金提供契約の約定並びに県社協が定める各規程等に基づき、善管注意義務を払って、民間公益活動の展開に務める。

(公益通報者の保護)

第5条 県社協は、消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を踏まえ、指定活用団体を内部通報窓口とし、関係役職員に周知する。

(疑義等の解決)

第6条 その他、定めのない事項については、指定活用団体の指導及び助言を仰ぎ、資金配分団体及び実行団体の協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

附則

この要領は、令和2年12月11日から施行する。